

メディア暴力の倫理学 (IX) – B B C の倫理綱領について –

松川 俊夫

2010年5月には英国で総選挙が実施された。保守党を中心とした新政権はオフコムの権限を縮小すると思われる。B B C についても、政府与党の「監視」が強まりつつあり、B B C の活動の「自主規制」の核となるべき B B C の倫理綱領の重要性は増大しつつある。B B C の倫理綱領「編集ガイドライン (Editorial Guidelines)」の大枠を捉え、その倫理思想的意義を探究する基礎作業となる条文の読解、特に「危害と不快」に関する条文の読解を試みる。B B C の放送に対する倫理規制は、自由主義倫理の影響を大きく受け、「危害と不快」に関する規制が重視されているからである。

B B C の倫理綱領に於いては、ドラマ等における「表現の自由」と報道に於ける（視聴者が）「情報を受け取る自由」が場合によっては、放送によって「危害」や「不快」を生じさせるリスクを負ってでも守られなくてはならないことが明言されている。

§ 1.

2010年5月には英国で総選挙が実施され、保守党を中心とした政権が成立した。新政権はオフコム (Ofcom, Office of Communication) の権限を縮小することを公言しているし、保守党はかねてより、B B C に対して批判的であった。拙稿『メディア暴力の倫理学 (V) – オフコム放送コードについて –』ⁱで示したようにオフコムは放送に関する独自の倫理綱領を持つが、今後はオフコムの放送倫理に関する権限は小さくなっていくものと思われる。また、B B C についても、政府与党の「監視」が強まっていき、B B C の活動の「自主規制」の核となるべき B B C の倫理綱領の重要性は増大していくと思われるⁱⁱ。本稿では、B B C の倫理綱領の大枠を捉え、その倫理思想的意義を探究する基礎作業となる条文の読解、特に「危害と不快」に関する条文の読解を試みたい。なお、本稿では B B C の倫理綱領として2005年版の「B B C 編集ガイドライン (Editorial Guidelines)」ⁱⁱⁱをもっぱら取り扱うこととする。

§2.

英国に於ける放送倫理の状況は拙稿『メディア暴力の倫理学（Ⅷ）－サンデルの議論について－』^{iv}で示した映画倫理の状況とほぼ、同様である。すなわち、テレビ、ラジオの放送が「道徳」を担うべきもの、視聴者の道徳性を向上させるべきものであるとの考えが全く放棄されたわけではないとしても、極めて後退し、放送に視聴者の道徳性を向上させることを必ず課す、といったことは、少なくとも文章化された倫理綱領では言及されなくなっていった。このようなことが生じた原因は、次のような「自由主義倫理」がイギリスに於いても広く認められるようになったことにあると考えられる。

「自由主義倫理の原則

1. 成人で判断能力のある者は、
2. 身体と生命の質を含む「自己のもの」について、
3. 他人に危害を加えない限り、
4. たとえ本人にとって理性的に見て不合理な結果になろうとも、
5. 自己決定の権利を持ち、自己決定に必要な情報の告知を受ける権利がある」^v。

つまり、「他人に危害を加えない限り」という制限だけで「自己決定の権利」があるということであり、「どんなテレビ番組を視聴する」ということもここでの「自己のもの」についての自己決定に含まれる。なお、この原則の「危害 (Harm)」には「不快 (Offence)」も含まれる。

これは法哲学に於ける「どのような刑法を立法するか」に関する「リベラルな立場」に対応するものである。「リベラルな立場」とは、以下の「危害の原則」と「不快の原則」の二つのみを立法の正当化理由として認めるものである。

「危害の原則：刑法立法が、行為者（行為することを禁じられるであろう者）以外の人々に対する危害を予防する（排除する、軽減する）ことにおそらく効果があり、かつ、他の価値あることをより犠牲にすることなく同等に有効な他のどのような手段もおそらく存在しないことは常に、その刑法立法を支持する十分な理由である」^{vi}。

「不快の原則：提案された刑法上の禁止が、行為者以外の人々の深刻な不快の念を予防することにおそらく必要であり、もし制定されたならおそらくその目的に対する有効な手段となることは常に、その提案された刑法上の禁止令を支持する十分な理由である」^{vii}。

「リベラルな立場（刑法の道徳的な限界上の）：危害の原則と不快の原則は、正しく明確化されて限定されたなら、刑法上の禁止令を十分に正当化する理由のクラスをそれらの原則の間に網羅する」^{viii}。

そして、次のような「リーガル・モラリズム」はBBCの倫理綱領からは読み取れない。

「リーガル・モラリズム（広い意味で）：そのような行為が危害や不快以外の（「何

となく感じられる) 種類の悪を構成するか、あるいはそのような悪を引き起こすということを根拠にして、国家が何人にも危害と不快の念のいずれも引き起こさないある特定のタイプの行為を禁止することは、道徳的に合法的であり得る」^{ix}。

ただし、ここで留意すべきことはBBCの場合、BBCの設立に関する基本的な文書には、「リーガル・モラリズム」を許容しそうな文言が含まれることである。BBCは、イングランド銀行などと同様に国王特許状 (Royal Charter) によって設立される企業であり、BBCは、政府との間で締結される協定書に拘束される。なお、特許状は10年ごとに更新され、最近では2007年1月から2016年12月まで有効なものが2006年10月に出されている。

そして、「編集ガイドライン」には次のようにある。

「BBCの編集価値と編集ガイドラインは、国王特許状と協定書に根ざしている。国王特許状は、BBCの編集権の独立を保証し、その公共の目的を示す。公共の目的は次のように定められる。

- ・市民権と市民社会を支えること。
- ・教育と学習を促進すること。
- ・創造力と文化的に卓越することを奨励すること。
- ・英国、その国民、各地域、各コミュニティを代表すること。
- ・英国を世界にもたらし、世界を英国にもたらし。
- ・その他の目的の達成促進に際して、新興の通信技術のもたらす利益とそのサービスを公衆に届けることを促進すること。更に加えて、デジタルテレビへの移行に関して主導的役割を果たすこと」^x。

「市民社会」を「リベラルな社会」と同義であると解すると、最初の目的については、「リベラルな立場」を保証するということとほとんど同義になるであろう。最後のデジタル化促進は倫理学的問題と直接、関係しない。しかし、この2つ以外の4つの目的については、「リベラルな立場」を超えている目的であることは明らかであろう。4つの目的については「リーガル・モラリズム」なしでも達成できるかもしれないが、「リーガル・モラリズム」を適用することによって目標達成が容易になるであろうことは明らかである。ただし、この4つの目的については、倫理綱領の個々の文言の検討によってではなく、実際にBBCが制作した番組を検討することによって、より具体的な議論を展開すべきものである。倫理綱領を論ずる本稿では、一部の例外をのぞいて、この問題についてはこれ以上触れることはできないのである。

「BBC編集ガイドライン」はその第1章で「BBCの編集価値 (THE BBC'S EDITORIAL VALUES)」を扱っている。

「視聴者は我々が行うこと全ての核心にある。

我々は視聴者に高品質でオリジナルの、そしてときどきは挑戦的な知的生産物を与えることを確約する。

創造力は我々の組織の活力源である。

同時に、我々は、編集と道徳に関する最も高い基準にかなって制作されたコンテン

トを視聴者に与えなくてはならない。視聴者の信頼はそこに依存している。よって、我々は、表現の自由に対する我々の推定と、例えば、プライバシーを尊重し、公正であり、正当化できない不快さを回避し、危害に対する適切な保護を我々の視聴者に提供するという我々の責任との間でバランスを保たなくてはならない」^{xi}。

そして、BBCの編集価値、番組を制作し、放送するに当たってBBCが極めて価値があると見なしているものとして挙げられているものは以下の11のものである。^{xii} 信頼 (Trust)、真理と正確さ (Truth and Accuracy)、不偏性 (Impartiality)、編集の誠実性・独立性 (Editorial Integrity and Independence)、危害と不快 (Harm and Offence)、公共の利益に奉仕すること (Serving the Public Interest)、公明正大性 (Fairness)、プライバシー (Privacy)、子どもたち (Children)、透明性 (Transparency)、説明責任 (Accountability)。

この中で「リベラルな立場」を超えることが明白な価値は「公共の利益に奉仕すること」であろう。

「我々は、視聴者に重要なストーリーを報告することを探求する。我々は、ストーリーが真実であるかを確認するに際しては厳格であろうし、ストーリーを説明する時には十分に情報を得ているであろう。我々の専門家の専門的知識は、権威と我々が住んでいる複雑な世界に対する分析をもたらすであろう。我々は、公職にある人々あるいは公職にはないが説明責任がある人々に徹底した質問をするであろうし、そして公開討論のための包括的な場を提供するであろう」^{xiii}。

報道の内容によっては結果的には「何らかの(リベラルな立場にとどまらない)道徳的善」を産出する可能性がある項目ではあるが、積極的に「道徳的善」を命じたり、「道徳的悪」を禁ずるものではない。

拙稿で重視したい「危害と不快」のうち、「危害」については次のようにある。

「我々は、人間の経験のすべての局面と自然界の諸実在を含めて、現在のあるがままの世界を反映することを目指す。しかし、我々は、革新的で挑戦的なコンテンツを放送する権利と危害を受けやすい人々を守り、正当化できない不快を回避する責任との間でバランスを保つ。我々は、視聴者のコンテンツに対する期待と同様に、一般に受け入れられる基準に対して敏感であり、その現状を把握するであろう。特に子どもたちの保護に関して、そうであろう」^{xiv}。

また、「危害と不快」に関連が深い「子どもたち」には次のようにある。

「我々は常に、我々が活動している世界中のいかなる場所でも、我々のコンテンツに貢献し、コンテンツで描かれる子どもたちと若者の福祉を保護しようと努めるであろう。我々は、我々のアウトプットを制作し、放送する期間の間は、彼らの尊厳と彼らの身体的・感情的な福祉とを保護することを保証する一方で、彼らの発言する権利と参加する権利を保護するであろう。子どもたちに不適當であるかもしれないコンテンツは適切に、時間割りされるであろう」^{xv}。

「編集ガイドライン」の第5章では、この「危害と不快」が扱われる。そして、「不快」について第5章イントロダクションに次のようにある。

「我々のコンテンツが、あえて我々の視聴者のいくらかを不快にするリスクを冒すような挑戦的な素材を含むとき、我々は常に、一般に受け入れられた基準を考慮し、明確な編集意図を示し、そして、その意図が明確に表示されたものであることを保証することができなければならない。このような挑戦的な素材には、過激な言葉、暴力、性、性的暴力、屈辱、苦悩、人間の尊厳を損なうこと、差別的な待遇・言語を含むかもしれないが、それらに制限されない」^{xvi}。

「一般的に受け入れられた基準」は、国王勅許に伴う協定書にも、「不快な、もしくは有害な素材の包含に対し、公衆のメンバーに適切な保護を提供するための一般に受け入れられた基準」としてその必要性が明記されている。ただし、ガイドラインは「一般的に受け入れられた基準」を具体的に列挙することはなく、コンテキストに依存することと、ケースバイケースに判断していく必要性を説く。

「何が『一般に受け入れられた基準』を構成するか、についての理解は長い間に変遷して行くであろうし、適切な研究によって告知されるであろう。『一般に受け入れられた基準』を適応することは、コンテンツとそれが現われるコンテキスト、そして編集に関する正当化を考慮することであり、判断の問題である」^{xvii}。

「危害」「不快」に対する対応として、このようなやり方は一般に賞賛できる。なお、ここで資料的価値を重んじ、コンテキストとは何かについてのガイドラインの記載を訳出・引用しておく。

「コンテキスト

コンテキストには以下のものが含まれるが、以下のものに限られるわけではない。

- ・前後の編集上の素材
 - ・コンテンツが利用可能なサービス
 - ・利用可能な時間
 - ・当該の番組やコンテンツの前後に利用可能な他の番組やコンテンツ
 - ・潜在的視聴者のあり得べき数・構成、及び視聴者のあり得べき期待
 - ・特定のコンテンツがアウトプット一般に、あるいは、特定の本性のアウトプットか特定の種類のアウトプットに包含されることによって起こされうる危害あるいは不快
 - ・コンテンツの本性が、例えば、表示やコンテンツ情報案内によって、潜在的視聴者の注意を引きうるその程度
 - ・視聴者が不意に遭遇するかもしれないコンテンツの効果
- 我々が判断する時には、以上の要因は必ずしも、等しいウエイトを占めるわけではない。

(Context

Context includes, but is not confined to :

- ・ the surrounding editorial material

- ・ the service on which the content is available
- ・ the time at which it is available
- ・ other programmes or content that are available around the programme or content concerned
- ・ the likely size and composition of the potential audience and likely expectation of the audience
- ・ the harm or offence likely to be caused by the inclusion of the particular content in output generally, or in output of a particular nature or description
- ・ the extent to which the nature of the content can be brought to the attention of the potential audience, for example, by signposting and content information
- ・ the effect of the content on audiences who may come across it unawares. When making our judgements, these factors will not necessarily carry equal weight.)」^{xviii}

そして、ガイドラインは「危害と不快」について以下のような「原則 (principles)」を提示している。なお、ガイドラインによれば、「編集ガイドラインの意図するところでは、特に他のように記述されない限り、子どもとは15歳未満の誰かのことである。若者とは年齢が15, 16, 17の者のことである。これらが法律上の定義ではないことに注意すべきである」^{xix}とある。

- 「5.2.1 BBCは、不快なもしくは有害な素材の包含に対する適切な保護を公衆のメンバーに提供するように、一般に受け入れられた基準を適用しなくてはならない。
- 5.2.2我々は、子どもと若者の身体的な、精神的な、あるいは道徳的な発達を深刻に害するかもしれない素材を放送してはならない。
- 5.2.3我々は、子どもたちに不適當であるかもしれない素材が適切に時間割されることを保証するため、午後9時のテレビの分岐点を守らなくてはならない。
- 5.2.4我々は、子どもたちと若者とを不適當なコンテンツから守る我々の責任と表現の自由及び情報を受け取る自由との間でバランスを保たなくてはならない。
- 5.2.5我々は、我々の視聴者がコンテンツが彼ら自身あるいは彼らの子どもたちに適しているか否かを判断するための明確な情報を持つことを保証しなくてはならない。
- 5.2.6過激な言葉の使用は、それが現われるところではどこでも、視聴者の期待にかなったものであることを保証するため、編集的に正当化されなくてはならず、そして適切に表示されなくてはならない。

(5.2.1 The BBC must apply generally accepted standards so as to provide adequate protection for members of the public from the inclusion of offensive and harmful material.

5.2.2 We must not broadcast material that might seriously impair the physical, mental or moral development of children and young people.

5.2.3 We must observe the 9pm television watershed to ensure material that might be unsuitable for children is appropriately scheduled.

5.2.4 We must balance our responsibility to protect children and young people from unsuitable content with their rights to freedom of expression and freedom to receive information.

5.2.5 We must ensure our audiences have clear information on which to judge whether content is suitable for themselves or their children.

5.2.6 The use of strong language must be editorially justified and appropriately signposted to

ensure it meets audience expectations, wherever it appears.)」^{xx}

§3.

以上より読み取るべきことは以下のことである。

まず、放送による「危害」ということについてBBCが子ども・若者に対する発達上の悪影響を念頭に置いていることである。成人に対する悪影響を否定する文言はないものの、性的コンテンツや暴力的なコンテンツ等の子ども・若者に対する悪影響を重要視すべき「危害」として考えているのは明白である^{xxi}。「5.2.2我々は、子どもと若者の身体的な、精神的な、あるいは道徳的な発達を深刻に害するかもしれない素材を放送してはならない」。それに対して、「不快」ということについてはむしろ、成人を念頭に置いて作成されていると言えよう。

また、「危害」についても「不快」についても、情報提示が重視されている。「5.2.5我々は、我々の視聴者がコンテンツが彼ら自身あるいは彼らの子どもたちに適している否かを判断するための明確な情報を持つことを保証しなくてはならない」とあり、「過激な言葉」についても情報提供を義務づけている。

そして、「危害」についても「不快」についても、何時いかなる場合でもこのようなものが絶対に生じないように配慮せよ、とは考えられていないことも重要である。第5章のイントロダクションにも「我々のコンテンツが、あえて我々の視聴者のいくらかを不快にするリスクを冒すような挑戦的な素材を含むとき、我々は常に、一般に受け入れられた基準を考慮し、明確な編集意図を示し、そして、その意図が明確に表示されたものであることを保証することができなければならない」とあるが、「5.2.4我々は、子どもたちと若者とを不適当なコンテンツから守る我々の責任と表現の自由及び情報を受け取る自由との間でバランスを保たなくてはならない」と明確にリスクを負うことが謳われている。ドラマ等における「表現の自由」と報道に於ける（視聴者が）「情報を受け取る自由」が場合によっては、放送によって「危害」や「不快」を生じさせるリスクを負ってでも守られなくてはならないことが明言されているのである。

i 『山形短期大学紀要39集』（2007）収録。

ii 近年の動向に関する洞察を含んだBBCに関する研究として次のものを挙げておく。原麻里子／柴山哲也編著『公共放送BBCの研究』ミネルヴァ書房（2011）

iii BBCのホームページより入手できる。

iv 『東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要第1集』（2011）収録。

v 拙著『「なぜ」から学ぶ生命倫理学・改訂版』医学芸術社（2004）pp. 18-26等を参照のこと。

vi Joel Feinberg, “Harm to Others,” Oxford U.P., 1987, p.26.

vii Ibid..

viii Ibid..

ix Ibid., p.27.

x “Editorial Guidelines,” p.5.

xi Ibid., p.3.

xii Ibid., pp3-5.

xiii Ibid., p.4.

xiv Ibid..

xv Ibid..

xvi Ibid., p.34.

xvii Ibid., pp34-35.

xviii Ibid., p.35.

xix Ibid., p.36.

xx Ibid., pp.36-37.

xxi このような方針は理にかなったものであると考える。以下の拙稿を参照のこと。

「テレビ暴力について」『モラリア第7号』（東北大学倫理学研究会2000）、「メディア暴力の倫理学（Ⅰ）－イントロダクション－」『山形短期大学紀要34集』（2002）、「メディア暴力の倫理学（Ⅱ）－米国医師会『医師のための指針』－」『山形短期大学紀要35集』（2003）。